



## 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

### 【トピック】

- 障害者差別解消法は施行後、3年を経過しました。障害者政策委員会での検討の内容の一端について紹介します。
- 令和2年度障害者差別地域相談員について紹介します。

事務局：山梨県障害福祉課  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
Tel 055-223-1460  
Fax 055-223-1464  
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

5月4日、政府は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長を、全都道府県を対象としたまま5月31日まで25日間延長すると決定しました。これを受け、山梨県においても、5月7日から5月31日までの間、新たな緊急事態措置を実施することとなりました。外出自粛の要請に関しては、緩和の方向性で示されていますが、都道府県をまたいでの移動や接待又はカラオケを伴う飲食店等への外出、人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」の場への外出は自粛することが引き続き求められています。

## 「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見（案）」について

### 内閣府HPより（障害者政策委員会）

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）は平成28年4月に施行され、昨年、平成31年4月で3年を経過しました。政府は、障害者差別解消法の施行の際、附則第7条において、事業者による合理的配慮の在り方その他同法の施行状況について検討を加えるべき旨を規定しています。

**障害者政策委員会（\*）**は、上記の規定を踏まえ国や地方公共団体、事業者団体の障害者差別解消法の実施状況を勘案して、同法の見直しの検討を進めています。具体的には、**次の3点を基本的な考え方として**、現行の制度や運用について見直しを進めようとしています。

（以下、「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見（案）」より抜粋）

### （1）条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者差別解消法は、障害者権利条約の締結に向けた法整備の一環として制定されたものであるが、同条約の批准以後、国連障害者権利委員会から一般意見が示されるなど、同条約の実施において考慮を要する新たな動きも生じている。このため、そうした動向も踏まえつつ、**条約の理念の尊重及び一層の整合性の確保を図る観点から見直しを行うことが重要である。**

### （2）地域における取組等の実情を踏まえた見直し

地方公共団体における施行状況からは、**相談事例の蓄積が不十分である地方公共団体や障害者差別解消支援地域協議会の設置等が進んでいない地域がある一方で、条例を制定し、相談・紛争解決の体制整備等に積極的に取り組んでいる地方公共団体があることが判明している。**

こうした施行状況等の実情を踏まえて、**制度や運用を見直すことが必要である。**

### （3）関係者間の相互理解の促進

障害者差別解消法は、**行政機関等及び事業者に対し、障害者差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、こうした措置を通じて、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものである。**

こうした法律の目的からは、例えば、合理的配慮の提供は障害者と行政機関等、事業者との間で建設的対話を通じて行われるべきであり、同法は、**障害者も含めた国民一人ひとりがそれぞれの立場において自発的に障害者差別の解消に取り組むことを期待するものである。**この方向性は、共生社会の実現を目指す趣旨から、引き続き維持されるべきであり、見直しに当たっても、関係者間の相互の理解を重視すべきである。

**（\*）障害者政策委員会とは**～障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに計画の実施状況を監視や勧告を行うことを目的として、内閣府に設置された機関。

障害者政策委員会は、3年後見直しに当たっての基本的な考え方を示した後、（1）差別の定義、概念、（2）事業者による合理的配慮の提供、（3）相談・紛争解決の体制整備、（4）障害者差別解消支援地域協議会について、課題・現状と見直しの方向性を示しています。ここでは、各項目において、課題・現状の中で出された意見の一部を紹介することとします。県内の状況の振り返りの参考にしたいとも考えます。

### （1）差別の定義、概念

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別には様々なものがあり、個々の事案において特定の行為が同法の差別に該当するかは事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、障害を理由とする差別について一律に定義を定めることをしていない。しかし、例えば、関節差別や複合差別、関連差別といった差別の種類が一般に知られていないなど、法律の見直しも含め、差別・定義の概念をより明確化し、社会的認知を広げていくべきである。

### （2）事業者による合理的配慮の提供

障害者権利条約は、合理的配慮の否定を含む障害に基づく差別を禁止し、公的主体と私的主体との区別なく合理的配慮を提供することを求めている。同条約との関係で、事業者についても合理的配慮の提供を義務化することにより、条約との整合性を確保する必要がある。

### （3）相談・紛争解決の体制整備

各行政機関の相談体制については、適切な相談機関へのアクセスが分かりにくいといった意見や、障害者差別に関する専門性が十分でなく、障害者等及び事業者双方の立場を理解した上で建設的対話による解決を促すための相談対応が適切になされていないこと等により、個々の事案解決や事例の蓄積につなげていないのではないか。

### （4）障害者差別解消支援地域協議会

地域協議会の設置率は、都道府県・政令市においては100%である一方、一般市町村においては約48%にとどまっている。また、開催実績が0回又は1回の一般市町村が約53%であるなど、その活性化が課題である。

## 令和2年度障害者差別地域相談員

令和2年度障害者差別地域相談員委嘱状交付式と障害者差別地域相談員の業務等に関する研修会は開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、4月下旬に委嘱状、研修資料の送付をもって代えさせていただきました。

令和2年度は、全市町村から44人の地域相談員のご推薦をいただき委嘱状を交付させていただきました。今年度の各市町村の配置体制の状況を紹介します。

#### ➤ 27市町村の相談員配置状況

❑ 複数の配置の市町村13、単独の配置の市町村14

❑ 複数配置13市町村のうち、市町村障害福祉担当課(以下、担当課)と障害者相談員等の組合せによる配置の市町村6

#### ➤ 相談員の構成

担当課職員24人、市町村等相談支援センター相談員11人

身体・知的障害者相談員・身障者福祉社会会長・施設長等11人

これまで、地域相談員の選任・配置の課題として、「複数名の選出」「担当課職員兼務のみの改善」「身体・知的障害者相談員、障害者相談機関相談員・職員と担当課職員との連携した相談体制の構築」等を示し、各市町村への情報提供を行ってきた経過があります。それぞれの地域事情により、今年度は上記のような相談体制となりました。

障害者差別の事例が潜在化しないためには、それぞれの地域でより信頼される相談体制の構築と引続きの周知の取組が必要です。市町村担当課では地域相談員と担当課職員との連携、他の相談員を含む相談員連絡会などの開催に取り組んでいただきたいこと、地域相談員には他の相談員や担当課職員との情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。